

沼津市内部情報システム運用支援業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

本業務は、本市で使用している職員用端末、職員が共通で利用するグループウェア等の情報システムに対する技術的支援等を行うヘルプデスク業務、機械室内で稼働中の情報システムの運用及びサーバその他の機器の管理等の業務を委託するものである。

また、安定したシステムの運用、コスト削減・質の向上・セキュリティ確保等を目的とするものである。

業務の実施にあたっては、情報処理における一定水準以上の知識が必要であり、人事異動で人員が流動する職員では技術の集積が困難であること、また、障害や高度なプログラミングを求められる場面においてこれに応じることができない恐れがあることから、予算の範囲内により良い提案が得られるプロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市内部情報システム運用支援業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名 | 沼津市内部情報システム運用支援業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「沼津市内部情報システム運用支援業務委託公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで |
| (4) 契約金額 | 契約上限額 40,788,000 円（消費税及び地方消費税を含む） |

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 企画部 ICT 推進課 情報政策係 （担当：長島）
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号
電話 055-934-4816 E-mail infosys@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けて

いる者

(5) 国税及び沼津市税の滞納がある者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間	
1	募集開始	令和3年2月25日(木)	ホームページに掲載
2	質問受付	令和3年3月5日(金)	15時までに電子メールで
3	質問回答	令和3年3月8日(月)	までにホームページに掲載
4	参加申込書及び企画提案書等の提出期限	令和3年3月9日(火) から 令和3年3月19日(金)	16時まで(必着)
5	選考会(プレゼンテーション)	令和3年3月22日(月)	予定
6	選定結果の通知	令和3年3月23日(火)	予定
7	契約締結	令和3年4月1日(木)	予定

※上記スケジュールは変更となる可能性がある。なお、変更後のスケジュールは沼津市ホームページで隨時公開する。

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。

質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

質問の際には、送付件名に「【質問】沼津市内部情報システム運用支援業務委託プロポーザルについて」と明記すること。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は隨時電話等で受け付ける。

※質問書の提出時には、必ず電話により着信確認を行うこと。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

令和3年3月9日(火)から令和3年3月19日(金)、16時まで(必着)。

(2) 提出方法

「3 問い合わせ・書類提出先」へ持参又は郵送により提出すること。なお、持参による提出は、土曜・日曜・祝日を除く平日の9時から17時まで(最終日は16時まで)とする。

(3) 提出書類

① 参加申込書(様式1)

② 企画提案書(様式自由)

ア 企画提案書は見積書を除き10ページ以内で作成すること。

- イ 同種業務実績、業務実施体制及び業務実施方法を明記すること。
- ウ 様式の大きさは日本工業規格A4とする。
- エ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ③ 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可。）
- ④ 見積書（様式自由）
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式2）
- ⑥ 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- ⑦ 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
- ア 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
- イ 沼津市固定資産税納税証明書（令和2年度のもの）
- ウ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

※なお、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、⑤⑥⑦は不要である。

(4) 提出部数 各1部

企画提案書は4部（正本1部、副本3部）提出し、正本のみに業者名を記載し、副本には一切記載しないこと。企画提案書以外は、各1部ずつ提出する。

(5) その他

委託者が追加資料を要求したときは、企画提案参加者は書類を作成し、速やかに提出すること。

8 選考

(1) 選考方法

「7 参加申込書等の提出」に示す提出書類及びプレゼンテーション等の内容を基に、「沼津市内部情報システム運用支援業務委託 契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。また、その構成員を「選定委員」という。）において評価項目に従い評価・採点し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。

ただし、各選定委員の平均点数が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、各選定委員名については、契約締結後まで明らかにしない。

○ プrezentation審査

- ・参加者によるプレゼンテーション及び質疑を行い、契約候補者を選定し、その結果を応募者全員に通知する。
- ・発表時間等は1参加者につきプレゼンテーション20分、質疑10分程度を予定している。
- ・日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加申込・企画提案書の受領後、参加者に速やかに通知する。
- ・プレゼンテーションは、企画内容をイメージしやすく的確に伝えることとし、その手法は提案者の裁量による。
- ・プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込・企画提案書の提出後、

速やかに申し出ること。

- ・パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。
- ・プレゼンテーションの際は、自社名を明かしてはならない。
- ・プレゼンテーションへの出席者数は、1参加者につき3名までとし、説明者は本業務の担当者とする。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

9 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその説明を求めることができる。

10 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

11 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調製の上、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款（P D F）」)

- (4) 沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかったとき

本プロポーザルにかかる契約は、令和3年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のため

に必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

13 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1)企画提案力	①本業務に対する基本的考え方が具体的かつ適切か	10 点	30 点
	②本市の業務効率化や職員負担の軽減が期待できる提案であるか	20 点	
(2)業務遂行能力	③実施体制及び実施方法は、業務の円滑な進行や目的の遂行にあたり適切か	20 点	60 点
	④情報処理における一定水準以上の知識があり、同種業務の実績は十分なものか	20 点	
	⑤障害・トラブル等発生時の即時対応方法は適切か	20 点	
(3)自由提案	⑥本業務の目的に対する独自の業務実施内容や方法等が提案されているか	10 点	10 点
合計		100 点	

※各選定委員の平均点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

※評価点が同点となった場合は、選定委員から意見を聞き、選定委員会において順位を決定する。